

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月14日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)
【会社名】	株式会社ECI
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 幹 雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台4-7-7
【電話番号】	03(5452)0662
【事務連絡者氏名】	経理部長 田 辺 信 親
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台4-7-7
【電話番号】	03(5452)0662
【事務連絡者氏名】	経理部長 田 辺 信 親
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 6月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 12月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 5月31日
売上高 (千円)	217,833	55,744	105,599	18,100	327,465
経常損失 (千円)	586,009	475,579	200,684	132,608	749,875
四半期(当期)純損失 (千円)	577,125	476,704	205,393	132,983	780,721
純資産額 (千円)	—	—	152,315	△282,040	124,464
総資産額 (千円)	—	—	425,800	276,658	400,098
1株当たり純資産額 (円)	—	—	687.96	△1,342.08	550.70
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	2,880.68	2,221.04	1,010.30	615.95	3,861.03
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	33.2	—	29.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△436,593	△208,457	—	—	△584,618
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△6,625	△33	—	—	△7,125
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	292,176	139,624	—	—	474,108
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	35,477	204	68,956
従業員数 (名)	—	—	38	31	37

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの第11期第3四半期連結累計(会計)期間、第12期第3四半期連結累計(会計)期間及び第11期は1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

3. 第12期第3四半期連結会計期間の自己資本比率については、自己資本金額がマイナスのため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(名)	31(2)
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数の記載であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(名)	28(2)
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数の記載であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)			
	受注高(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)
創薬及び創薬関連事業	—	—	—	—
創薬ツール供給事業	18,080	38.3	—	—
健康食品卸売事業	20	△99.1	—	—
合計	18,100	△36.7	—	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成23年2月28日)	
	金額(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)
創薬及び創薬関連事業	—	—
創薬ツール供給事業	18,080	△53.1
健康食品卸売事業	20	△100.0
合計	18,100	△82.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
GEヘルスケア・ジャパン(株)	13,058	12.4	8,936	49.4
Shanghai Scientific	—	—	5,019	27.7
GEHC HONG KONG	—	—	3,577	19.8
(株)環境クリエイト21	56,571	53.6	—	—
(株)バイオテックラボ	25,500	24.2	—	—

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

- (1) 当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。
- (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において132,983千円の四半期純損失ならびに48,661千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末において282,040千円の債務超過となっております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー(バイオ)企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュフローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社におきましても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコール（治験手順）を決定し、現在、米国国立研究所にて慎重に第Ⅰ相臨床試験が進められている段階にあり、治験関連費用等多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

3 【経営上の重要な契約等】

平成23年3月に、当社は中国の天津天士力制薬股？有限公司及び韓国の柳韓洋行と癌治療薬ECI301に関して業務提携契約を締結しました。

詳細は「第5経理の状況、1四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照してください。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

A 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当社グループは、創薬及び創薬関連事業、創薬ツール供給事業ならびに健康食品卸売事業において事業を展開しております。当第3四半期連結会計期間における売上高は18,100千円（前年同期と比べ87,499千円の減収）、営業損失は133,181千円（前年同期と比べ26,658千円の損失の減少）、経常損失は132,608千円（前年同期と比べ68,076千円の損失の減少）、四半期純損失は132,983千円（前年同期と比べ72,409千円の損失の減少）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

■創薬及び創薬関連事業

創薬及び創薬関連事業につきましては、当第3四半期連結会計期間は売上の計上はありませんでした。営業損失は62,744千円（前年同期と比べ20,800千円の損失の減少）となりました。

■創薬ツール供給事業

包括的業務提携契約先で当社の機器の販売代理店であるG Eヘルスケア・ジャパン株式会社（以下GEHC社）等に対して売上高18,080千円（前年同期と比べ20,490千円減収）を計上しました。営業損失は12,603千円（前年同期と比べ7,557千円の損失の増加）となりました。

■健康食品卸売事業

子会社の㈱セルテにおいて健康食品卸売事業等を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間は売上高20千円（前年同期と比べ58,851千円減収）を計上しました。営業利益は11千円（前年同期と比べ利益は4,912千円減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて109,965千円減少し、138,939千円となりました。これは、現金及び預金が68,751千円、前渡金が46,248千円それぞれ減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて13,474千円減少し、137,719千円となりました。これは、固定資産の取得が14,651千円であったのに対し、減価償却累計額が23,934千円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて123,439千円減少し、276,658千円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて283,064千円増加し、375,324千円となりました。これは、未払金189,274千円、短期借入金69,700千円それぞれ増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と変わらず183,374千円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて283,064千円増加し、558,699千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度に比べて406,504千円減少し、△282,040千円となりました。これは主に、資本金が35,100千円、資本剰余金が35,100千円増加、利益剰余金が476,704千円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、第2四半期連結会計期間末と比べて1,336千円減少し、204千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、営業活動の結果使用した資金は48,661千円(前年同期と比べ37,827千円の減少)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失132,608千円、未払金の増加額76,136千円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、投資活動の結果得られた、または使用した資金はありませんでした(前年同期は1,905千円の使用)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、財務活動の結果得られた資金は47,100千円(前年同期と比べ54,358千円の減少)となりました。これは、短期借入金の借入による収入が55,100千円及び短期借入金の返済による支出8,000千円によるものです。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は72,752千円です。

また、当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の内容は、次の通りであります。

(a) 癌治療薬ECI301開発プロジェクト

癌治療薬ECI301は、癌を攻撃する免疫細胞を癌炎症部位へ引きつける作用のあるタンパク質(MIP-1α)から製造したバイオ医薬品です。放射線療法との併用によって、癌増殖抑制効果だけでなく転移抑制効果を示すことから、顕著な延命効果のあること、他の制癌剤に認められない非放射線照射部位の癌に対する縮小効果(アブスコパル効果)があること、投与法によってはほぼ半数が完全寛解に至ることなどが、既に動物実験にて明らかになっております。アブスコパル効果は、臨床的にはごくまれに見られる現象として知られていますが、ECI301を使用した動物実験では、実施した総ての実験において常に誘導されることが明らかになっております。癌死の主な原因であります癌の遠隔転移の治療に有効と期待され、そのユニークな治療効果が新しい癌治療薬として極めて有望であると国内外より高い評価を得ております。

当社は、平成21年5月に米国食品医薬品局(FDA)に対してECI301の新薬臨床試験開始届(IND)申請を行い、同年6月に、米国国立衛生研究所(NIH)の中核機関の一つである米国国立加齢研究所(NIA)との治験契約(CTA)締結に基づき、米国国立加齢研究所の治験審査委員会(IRB)において治験内容の審査・承認を受け、ECI301は現在、米国国立研究所で非小細胞肺癌の患者を対象として第I相臨床試験が進められています。第I相臨床試験では、放射線治療とECI301の併用による安全性と体内動態の確認を主目的に置きつつも、その薬効についても一部明らかになることが期待され、ECI301の腫瘍縮小効果を確認できる可能性があります。当社は、得られたすべての治験結果を米国国立加齢研究所と共有し、続いて実施する第II相臨床試験において制癌剤としての有効性が認められた場合は、当社から米国食品医薬品局に新薬承認申請(NDA)を行うことができる見通しです。

現在、米国国立研究所で進められている第I相臨床試験は、ECI301と放射線治療の併用によるものですが、その後、肝がんの治療法として、動物(マウス)実験レベルではありますが、ECI301とラジオ波治療と

の併用により顕著なアブスコパル効果が確認できたことが、当社と共同研究を行っております金沢大学医学部恒常性制御学講座（金子周一教授）から、米国癌学会の学術誌（Cancer Research 70号 6556-6565頁、2010年8月15日）に発表されました。また、放射線との併用ではなく、特定の物質とECI301を併用する従来とは概念の異なる新たながん薬物療法により、顕著な抗がん作用が得られることが当社研究所内での動物実験等で明らかになり、当社は本件に関しまして、平成22年8月、日本の特許庁に対して特許出願（出願名称：「医薬組成物ならびにそれを用いた癌の治療方法」）しております。当社は引き続き、ECI301のがん治療における広い応用を探究してまいります。

（b）フロント（FRONT）創薬開発プロジェクト

フロント創薬開発プロジェクトは、動脈硬化や慢性関節リウマチなどの難治性炎症疾患に対する副作用の少ない抗炎症薬を開発するプロジェクトです。フロントは、当社と東大医学系研究科が共同で世界に先駆けて発見した細胞内タンパク質（Nature Immunology誌に2005年発表）で、体内に起きる炎症の悪化に重要な役割を果たしています。フロントの機能を阻害しておくことで細胞が炎症局所へ移動しなくなることが確認されており、そのためフロント分子の阻害剤は、炎症の根本的な原因を断つことが出来る画期的な医薬品なる可能性があると期待されています。

当社は、炎症に関わるマクロファージ細胞内タンパク質であるフロントを標的とする抗炎症薬開発プロジェクトの一環として、平成17年から5年間に亘り、独立行政法人科学技術振興機構（J S T）から委託開発事業研究開発費の支援を受け、「ケモカイン受容体 C C R 2 特異的阻害物質」の研究開発を進めてまいりました。研究開発費の支援は本年3月に終了しましたが、本研究課題の5年間の研究開発成果につきまして、平成22年8月、J S Tより「成功」の認定を受けました（詳しくは、U R L <http://www.jst.go.jp/pr/info/info753/index.html> をご参照下さい）。

本研究開発で当社は、まず、フロントの機能を阻害する物質のスクリーニングシステムの構築に着手し、フロントなど必要遺伝子を導入した酵母を用いた細胞レベルでの高効率・高感度のアッセイ系を構築しました。一方、実際の細胞遊走活性の評価については、細胞の遊走軌跡を可視化し、2次元方向で継時的に解析・評価する当社独自開発のTAXIScanテクノロジーを用いて、精度の高い薬剤スクリーニング評価システムを構築しました。これら独自開発の薬剤スクリーニング評価システムを用いて、海外から入手した約2万のサンプル化合物をスクリーニングし、フロントの機能を阻害する198のサンプルに絞り込み、細胞レベルでの毒性試験と遊走阻害評価試験から、ヒト及びマウスでの種交差性のある3検体を獲得、その中から、動物実験での炎症の評価により、薬剤候補化合物1検体（#14：E N 5295）を選抜し、成否認定基準である①細胞遊走性阻害活性、②細胞毒性、③抗炎症作用危険率について、全てクリアしたことを確認しました。

今後当社は、薬剤候補化合物（#14：E N 5295）に関しては、さらに薬効向上をめざした類似化合物の合成展開を行うこと等により、関節リウマチ、動脈硬化症などの難治性炎症疾患の創薬開発を目指してまいります。また、本研究開発の中で構築された酵母を用いた創薬開発システムは、細胞レベルでの特定の分子標的に対する効果を迅速かつ的確に検証できる特長を持つもので、他の多くの疾患の治療薬開発にも広く応用できるものであり、技術供与、ライセンス化等を通じて普及を図り、広く世界の医薬品開発の発展に尽力してまいります。

（5）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、細胞機能解析に基づくユニークかつオリジナリティーある創業活動により人々の健康と医療への貢献を目指しており、これが当社の存在意義であり企業経営の根幹であると認識しております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えており、当社株式の大量買付がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくなく、このような買い付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をする必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は前記の経営理念に基づき、重点施策として(A)癌治療薬(ECI301)の臨床試験によるグローバル企業とのライセンス契約の締結、(B)当社のテクノロジーを生かした機器販売力の強化、(C)共同研究受託の促進、(D)新たなSEEDS(種)の育成に取り組んでおります。

とりわけ、最重要課題である癌治療薬(ECI301)については、開発ステージの進行に沿った形でライセンス契約交渉の結果が中期的業績に大きな影響を与えるものであります。

③ 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は平成21年7月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、これに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の基本方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する買収防衛策(以下「本プラン」という。)を導入いたしました。なお、本プランについては平成21年8月31日開催の定時株主総会において承認されております。

本プランの適用対象は、(A)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、(B)当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の所有割合及びその特別関係者(原則として金融商品取引法第27条の2第7項に定義された者をいう。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付であります。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案が行われる場合に、これら買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めるものであります。買付者等には本プランに係る手続を遵守していただき、当社取締役会が新株予約権の無償割当(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件等を付するものであります。)の実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

本プランにおいては、原則として、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断についての取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保いたします。

④ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断とその理由

(A)本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能にすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

(B)次の理由から、この取組みは当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること。
- ・本プランは平成21年8月31日開催の定時株主総会で承認されており、本プランの有効期間(3年間)の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合はその時点で廃止されることとなっていること。
- ・本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に判断を行う機関として独立委員会を設置すること。
- ・本プランは、独立委員会の勧告等、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。
- ・買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を受けることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性が担保される仕組みとなっていること。
- ・本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるものと設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではないこと。

B 「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「2 事業等のリスク」に記載した状況に対応すべく、当社グループは、事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、当第3四半期中の当社株価が低迷して推移しましたことから、第12回新株予約権(権利行使価額：28,861円、株式発行総額：約10億円相当)の権利行使は進まず、平成23年2月28日現在の権利行使の累計額は208,800千円、未行使残高は791,700千円に止まっております。今後とも財務基盤の健全化と強化のために資金調達に取り組んでまいります。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下してまいります。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始とともに、国内外の大手製薬会社とライセンス契約締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきました結果、平成23年3月には、中国の天津天士力制药股份有限公司と、中華人民共和国、及び一部の東南アジア・中東諸国(台湾、香港、インドネシア、フィリピン、サウジアラビア王国等)を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結、また同じく3月、韓国の柳韓洋行とも、韓国、タイ、ベトナム、ロシア、CIS(独立国家共同体：旧ソビエト12ヵ国で形成された緩やかな国家連合体)を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結いたしました。他に、インドでも提携候補となる製薬企業を絞り込んでライセンス契約交渉を進めています。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましても、当期中のライセンス契約締結の実現を目指して複数の大手製薬会社と交渉中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール

供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。10月には、今後の同社との提携関係を強化し、一段の拡販を目指す為、北京大学に共同研究と販売デモ用のTAXIScan-FLを設置し、天津天士力健康医療器械有限公司の営業担当者の研修目的等にも使用しています。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先とは友好的な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、資金調達に関しましては当社株価の低迷が続いており、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については不透明な状況にあります。天津天士力制約股？有限公司、及び柳韓国洋行との業務提携による一時金収入で当面の運転資金は確保される見込みですが、これだけでは継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消には充分とは言えない状況です。また、日米欧の大手製薬会社とのECI301ライセンスアウトのグローバル契約に関しましては、その締結時期、金額、入金の日時等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

＊ 中稷実業投資有限公司との戦略的提携基本合意契約に関しまして

当社は、平成22年4月に中稷実業投資有限公司（以下、中稷社）と中国国内におけるECI301のライセンスアウトを含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。しかしながらその後、契約に基づいて中稷社から当社に支払われるべき契約一時金が支払われず、当社も契約の遵守と契約一時金の早期回収に努めてきましたが、度重なる送金約束の不履行から、平成22年12月、当社は中稷社から「契約一時金の決済がなされるまではいつでも、当社からの一方的通知により、ペナルティーなしで原契約を破棄できる」旨の了解を取り付けてあります。当社は、天津天士力制約股？有限公司からの一時金の入金確認ができしだい、直ちに中稷社に原契約を破棄する旨通知し、同社との戦略的提携基本合意契約を円満に解消する意向です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000
計	750,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年4月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,900	215,900	名古屋証券取引所 セントレックス	(注) 2
計	215,900	215,900	—	(注) 2

(注) 1 提出日現在発行数には、平成23年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり10,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割

もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は2,814株から28,140株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。
- 4 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

② 第2回新株予約権(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	510 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり10,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は366株から3,660株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。

② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

③ 第3回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	109
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は190株から1,900株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

④ 第5回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は60株から600株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑤ 第6回新株予約権(平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は105株から1,050株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑥ 第7回新株予約権(平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,650 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ③ その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑦ 第11回新株予約権(平成21年5月18日臨時株主総会決議に基づく平成21年6月8日取締役会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,990 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日から 平成25年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

なお、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、同様）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨ててのものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、上記の他、決議日以降、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、50,000円（臨時株主総会基準日の前日4月6日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の192%）とする。なお、割当日以後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株式の発行又は自己株式の処分が、新株予約権の行使により行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役であることを要求する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

⑧ 第12回新株予約権(平成22年1月12日取締役決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	91
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり28,861 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年1月29日から 平成24年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28,861 資本組入額 14,430.50
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数 300株

なお、当社が、株式分割、または株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の③式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、上記の場合のほか、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式が交付される場合、株式分割又は株式無償割当により当社株式を発行する場合、取得請求権付き株式であって、その取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日	—	215,900	—	2,766,644	—	3,893,280

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,900	215,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	215,900	—	—
総株主の議決権	—	215,900	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が33株含まれております。

2 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数33個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	32,800	31,100	22,290	18,800	18,000	20,000	17,100	18,290	15,100
最低(円)	24,700	19,100	17,000	16,400	12,900	12,900	13,900	11,700	12,450

(注) 株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	204	68,956
売掛金	9,251	24,547
商品及び製品	41,885	67,755
原材料及び貯蔵品	68,946	7,546
前渡金	10,000	56,248
前払費用	315	9,199
未収消費税等	7,941	11,561
その他	394	3,089
流動資産合計	138,939	248,904
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,914	33,914
減価償却累計額	△18,053	△16,110
建物（純額）	15,860	17,803
工具、器具及び備品	842,824	831,512
減価償却累計額	△787,638	△765,646
工具、器具及び備品（純額）	55,186	65,866
有形固定資産合計	71,047	83,669
無形固定資産		
ソフトウェア	494	1,150
無形固定資産合計	494	1,150
投資その他の資産		
敷金及び保証金	66,029	66,113
破産更生債権等	89,876	89,876
貸倒引当金	△89,876	△89,876
その他	149	260
投資その他の資産合計	66,178	66,374
固定資産合計	137,719	151,194
資産合計	276,658	400,098

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,968	4,061
短期借入金	94,700	25,000
未払金	227,397	38,123
未払法人税等	13,112	12,387
前受金	—	4,250
その他	27,145	8,437
流動負債合計	375,324	92,259
固定負債		
長期預り金	183,374	183,374
固定負債合計	183,374	183,374
負債合計	558,699	275,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,766,644	2,731,544
資本剰余金	3,893,280	3,858,180
利益剰余金	△6,949,679	△6,472,975
株主資本合計	△289,754	116,750
新株予約権	7,713	7,713
純資産合計	△282,040	124,464
負債純資産合計	276,658	400,098

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
売上高	217,833	55,744
売上原価	※1 157,299	※1 28,682
売上総利益	60,534	27,061
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	※2 604,013	※2 502,573
営業損失(△)	△543,479	△475,511
営業外収益		
受取利息	44	7
雑収入	85	73
為替差益	—	151
営業外収益合計	130	232
営業外費用		
支払利息	93	24
株式交付費	1,464	275
支払手数料	40,424	—
為替差損	577	—
支払保証料	100	—
営業外費用合計	42,659	300
経常損失(△)	△586,009	△475,579
特別利益		
貸倒引当金戻入額	50	—
主要株主株式短期売買利益返還益	2,864	—
前期損益修正益	11,479	—
特別利益合計	14,394	—
特別損失		
投資有価証券評価損	4,333	—
固定資産除却損	51	—
特別損失合計	4,385	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△576,000	△475,579
法人税、住民税及び事業税	1,125	1,125
法人税等合計	1,125	1,125
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△476,704
四半期純損失(△)	△577,125	△476,704

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
売上高	105,599	18,100
売上原価	※1 80,047	※1 11,425
売上総利益	25,552	6,674
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	※2 185,392	※2 139,855
営業損失(△)	△159,839	△133,181
営業外収益		
受取利息	13	1
為替差益	264	576
その他	4	13
営業外収益合計	282	591
営業外費用		
支払利息	93	19
株式交付費	509	—
支払手数料	40,424	—
支払保証料	100	—
営業外費用合計	41,128	19
経常損失(△)	△200,684	△132,608
特別損失		
投資有価証券評価損	4,333	—
特別損失合計	4,333	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△205,018	△132,608
法人税、住民税及び事業税	375	375
法人税等合計	375	375
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△132,983
四半期純損失(△)	△205,393	△132,983

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 (△)	△576,000	△475,579
減価償却費	46,492	27,929
受取利息及び受取配当金	△44	△7
支払利息	93	24
支払保証料	100	—
為替差損益 (△は益)	310	△115
株式交付費	1,464	275
支払手数料	40,424	—
前期損益修正損益 (△は益)	△11,479	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	4,333	—
有形固定資産除却損	51	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△48,505	15,295
たな卸資産の増減額 (△は増加)	43,634	△35,530
前渡金の増減額 (△は増加)	51,930	46,248
未収消費税等の増減額 (△は増加)	17,575	3,620
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	6,691	11,579
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	157	△14,421
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,003	8,907
預り金の増減額 (△は減少)	—	18,236
前受金の増減額 (△は減少)	△14,751	△4,250
未払金の増減額 (△は減少)	12,238	189,249
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	3,255	1,278
小計	△435,031	△207,257
利息及び配当金の受取額	44	7
利息の支払額	△93	—
法人税等の支払額	△1,513	△1,207
営業活動によるキャッシュ・フロー	△436,593	△208,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,625	△117
敷金及び保証金の回収による収入	—	83
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,625	△33
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期預り金による収入	24,426	—
株式の発行による収入	273,979	69,924
短期借入金の借入による収入	24,900	115,700
短期借入金の返済による支出	—	△46,000
新株予約権の発行による収入	9,295	—
手数料の支払額	△40,424	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	292,176	139,624

(単位：千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 2 月28日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 2 月28日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	△299	115
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△151,341	△68,751
現金及び現金同等物の期首残高	186,818	68,956
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1 35,477	※ 1 204

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において132,983千円の四半期純損失ならびに48,661千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当第3四半期連結会計期間末において282,040千円の債務超過となっております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社におきましても、現在、癌治療薬ECI301が米国国立研究所で第I相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、当第3四半期中の当社株価が低迷して推移しましたことから、第12回新株予約権（権利行使価額：28,861円、株式発行総額：約10億円相当）の権利行使は進まず、平成23年2月28日現在の権利行使の累計額は208,800千円、未行使残高は791,700千円に止まっております。今後とも財務基盤の健全化と強化のために資金調達に取り組んでまいります。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下してまいります。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外の大手製薬会社とライセンス契約締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきました結果、平成23年3月には、中国の天津天士力制药股份有限公司と、中華人民共和国、及び一部の東南アジア・中東諸国（台湾、香港、インドネシア、フィリピン、サウジアラビア王国等）を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結、また同じく3月、韓国の柳韓洋行とも、韓国、タイ、ベトナム、ロシア、CIS（独立国家共同体：旧ソビエト連邦12ヵ国で形成された緩やかな国家連合体）を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結いたしました。他に、インドでも提携候補となる製薬企業を絞り込んでライセンス契約交渉を進めています。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましても、当期中のライセンス契約締結の実現を目指して複数の大手製薬会社と交渉中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。10月には、今後の同社との提携関係を強化し一段の拡販を目指す為、北京大学に共同研究と販売デモ用のTAXIScan-FLを設置し、天津天士力健康医療器械有限公司の営業担当者の研修目的等にも使用しています。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先とは友好的な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、資金調達に関しましては当社株価の低迷が続いており、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については不透明な状況にあります。天津天士力制药股份有限公司、及び柳韓洋行との業務提携による一時金収入で当面の運転資金は確保される見込みですが、これだけで

は継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消には充分とは言えない状況です。また、日米欧の大手製薬会社とのECI301ライセンスアウトのグローバル契約につきましては、その締結時期、金額、入金の時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響額はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の流動負債の増加額（△は減少）」に含めていた「預り金の増減額（△は減少）」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の流動負債の増減額（△は減少）」に含まれる「預り金の増減額（△は減少）」は446千円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第3四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「投資有価証券」を区分掲記しておりましたが、金額の重要性が減少したため、当第3四半期連結会計期間においては「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第3四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「投資有価証券」は0千円であります。 (四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年2月28日)
棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、当第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)																				
※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 1,796千円 ※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table> <tr> <td>役員報酬</td><td>43,654千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>100,941千円</td></tr> <tr> <td>研究開発費</td><td>302,457千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>32,945千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>2,507千円</td></tr> </table>	役員報酬	43,654千円	給与手当	100,941千円	研究開発費	302,457千円	業務委託費	32,945千円	減価償却費	2,507千円	※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 1,253千円 ※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table> <tr> <td>役員報酬</td><td>43,784千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>74,602千円</td></tr> <tr> <td>研究開発費</td><td>253,037千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>25,391千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>6,141千円</td></tr> </table>	役員報酬	43,784千円	給与手当	74,602千円	研究開発費	253,037千円	業務委託費	25,391千円	減価償却費	6,141千円
役員報酬	43,654千円																				
給与手当	100,941千円																				
研究開発費	302,457千円																				
業務委託費	32,945千円																				
減価償却費	2,507千円																				
役員報酬	43,784千円																				
給与手当	74,602千円																				
研究開発費	253,037千円																				
業務委託費	25,391千円																				
減価償却費	6,141千円																				

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)																				
※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 1,324千円 ※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table> <tr> <td>役員報酬</td><td>14,635千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>31,242千円</td></tr> <tr> <td>研究開発費</td><td>90,182千円</td></tr> <tr> <td>地代家賃</td><td>9,679千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>835千円</td></tr> </table>	役員報酬	14,635千円	給与手当	31,242千円	研究開発費	90,182千円	地代家賃	9,679千円	減価償却費	835千円	※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 758千円 ※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 <table> <tr> <td>役員報酬</td><td>14,241千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>20,711千円</td></tr> <tr> <td>研究開発費</td><td>72,752千円</td></tr> <tr> <td>地代家賃</td><td>8,139千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>2,794千円</td></tr> </table>	役員報酬	14,241千円	給与手当	20,711千円	研究開発費	72,752千円	地代家賃	8,139千円	減価償却費	2,794千円
役員報酬	14,635千円																				
給与手当	31,242千円																				
研究開発費	90,182千円																				
地代家賃	9,679千円																				
減価償却費	835千円																				
役員報酬	14,241千円																				
給与手当	20,711千円																				
研究開発費	72,752千円																				
地代家賃	8,139千円																				
減価償却費	2,794千円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)												
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金</td><td>35,477千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>35,477千円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>35,477千円</td></tr> </table>	現金及び預金	35,477千円	計	35,477千円	現金及び現金同等物	35,477千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金</td><td>204千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>204千円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>204千円</td></tr> </table>	現金及び預金	204千円	計	204千円	現金及び現金同等物	204千円
現金及び預金	35,477千円												
計	35,477千円												
現金及び現金同等物	35,477千円												
現金及び預金	204千円												
計	204千円												
現金及び現金同等物	204千円												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日
至 平成23年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	215,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

第12回新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	27,300	6,714
連結子会社	—	—	—
合計		27,300	6,714

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	999
連結子会社	—	—	—
合計		—	999

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

第三者割当増資により、当第3四半期連結累計期間において資本金が35,100千円、資本剰余金が35,100千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,766,644千円、資本剰余金が3,893,280千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)

	創業及び創業 関連事業 (千円)	創業ツール 供給事業 (千円)	健康食品卸売 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	8,156	38,571	58,871	105,599	—	105,599
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,156	38,571	58,871	105,594	—	105,599
営業利益又は営業損失(△)	△83,544	△5,045	4,924	△83,666	△76,173	△159,839

(注) 1 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品等

事業区分	主要製品等
創業及び創業関連事業	創業シード及び創業基盤技術
創業ツール供給事業	理化学機器
健康食品卸売事業	健康食品原料

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)

	創業及び創業 関連事業 (千円)	創業ツール 供給事業 (千円)	健康食品卸売 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,482	83,537	114,814	217,833	—	217,833
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	19,482	83,537	114,814	217,833	—	217,833
営業利益又は営業損失(△)	△280,830	△42,135	10,421	△312,544	△230,934	△543,479

(注) 1 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品等

事業区分	主要製品等
創業及び創業関連事業	創業シード及び創業基盤技術
創業ツール供給事業	理化学機器
健康食品卸売事業	健康食品原料

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取扱う製品・サービスによって事業を、「創薬及び創薬関連事業」、「創薬ツール供給事業」及び「健康食品卸売事業」の3事業に区分しており、報告セグメントとしております。各事業は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「創薬及び創薬関連事業」は、創薬シード及び創薬基盤技術の開発を行っています。「創薬ツール供給事業」は理化学機器の開発、販売を行っています。「健康食品卸売事業」は健康食品原料の卸売り及び農業用サプリメントの卸売りを行っています。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,047	50,752	944	55,744	—	55,744
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,047	50,752	944	55,744	—	55,744
セグメント利益又は損失(△)	△223,746	△42,917	418	△266,244	△209,266	△475,511

(注) 1 セグメント利益の調整額△209,266千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2 セグメントの利益は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成 22年12月 1 日 至 平成23年 2月28日)

(単位：千
円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	—	18,080	20	18,100	—	18,100
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	—	18,080	20	18,100	—	18,100
セグメント利益又は損失(△)	△62,744	△12,603	11	△75,336	△57,844	△133,181

(注) 1 セグメント利益の調整額△57,844千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2 セグメントの利益は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

当社は、本社オフィスの賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点で本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年2月28日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年5月31日)
△1,342.08円	550.70円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失 2,880.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 2,221.04円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	577,125	476,704
普通株式に係る四半期純損失(千円)	577,125	476,704
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	200,343	214,631
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失 1,010.30円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 615.95円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	205,393	132,983
普通株式に係る四半期純損失(千円)	205,393	132,983
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	203,298	215,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 平成23年3月18日に当社は、開発中の癌治療薬ECI301に関して中国の天津天士力制药股? 有限公司と業務提携契約を締結しました。

(1) 業務提携の目的

当社と天津天士力制药股? 有限公司は協同して、中華人民共和国及び、一部の東南アジア・中東諸国（インドネシア、フィリピン、マレーシア、サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦等）において、癌治療薬ECI301（非小細胞肺がん、及び放射線感受性固形がん）の開発、治験、製造、販売を推進する。

(2) 契約の内容

- ①当社は治験薬の開発、製造と販売権を天津天士力制药股? 有限公司に供与する。
- ②天津天士力制药股? 有限公司は、今後の開発、製造、販売に関する全ての費用を負担する。
- ③天津天士力制药股? 有限公司は当社に、契約一時金及び、開発の進捗に応じてマイルストーン一時金を支払う。また、治療薬の上市後は売上高に応じたロイヤルティーを支払う。

2. 平成23年3月31日に当社は、開発中の癌治療薬ECI301に関して韓国の柳韓洋行と正式に業務提携契約を締結しました。

(1) 業務提携の目的

当社と柳韓洋行は協同して、韓国、タイ、ベトナム、ロシア、CIS（独立国家共同体）において、癌治療薬ECI301の進行性の肝臓癌及び頭頸部癌等の開発プロジェクト（臨床開発、治療薬の製造・販売等）を推進する。

(2) 契約の内容

- ①当社は治験薬の開発、製造と販売権を柳韓洋行に供与する。
- ②柳韓洋行は、今後の開発、製造、販売に関する全ての費用を負担する。
- ③柳韓洋行は当初に、当社に一時金を支払うとともに、開発と売上の成功度合いに応じて一定の金額を支払う。また、治療薬の上市後は売上高に応じたロイヤルティーを支払う。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月14日

株式会社 E C I

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結会計期間においても、205,393千円の四半期純損失ならびに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下の記載がなされている。

- ①平成22年3月において第10回新株予約権及び第2回新株予約権の行使があった旨
- ②平成22年3月23日に第10回新株予約権の行使期間が満了した旨

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月13日

株式会社 E C I

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 白 井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結会計期間において、132,983千円の四半期純損失ならびに48,661千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、その結果、当第3四半期連結会計期間末において282,040千円の債務超過になっている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。